

| | | | | | |
|-------|---------|-----|----|------|----|
| 授業科目名 | 環境訴訟の実務 | 期別 | 前期 | 授業形態 | 講義 |
| 担当者名 | 後藤 富和 | 単位数 | 2 | 開講年次 | 2 |

授業科目の概要

公害をなくし環境を保全することは、個人が人格的生存を維持していく上で不可欠な人権課題であるが、環境訴訟は裁判実務において発展途上にある分野である。

授業においては、第1に国際的な到達点とわが国における法制度を概観し、第2に各種紛争事例から問題となる諸権利の利害関係の調整、第3に紛争解決のための実務上の諸手続の概要について、実例を題材にして検討・討議し、環境訴訟の実務の習得を目指す。

到達目標

- 1 国際的な公害対策・環境保全の手法の到達点とわが国の環境法体系の基礎知識を習得する。
- 2 環境紛争における利害対立の現状とその調整のあり方について理解する。
- 3 紛争解決のための実務上の諸手続を習得する。

成績評価基準および方法

定期試験の成績を50%、課題レポートおよび質疑応答の内容を合わせて50%を基準に成績の評価をします。評価の基準は、到達目標の達成度による。

テキストおよび参考文献

「ケースメソッド環境法（第三版）」（日本評論社、2011年、本体価格：3,400円、ISBN:978-4-535-51863-6）、「環境法判例百選（第三版）」（有斐閣、2018年、本体価格：2,900円、ISBN 978-4-641-11540-8）をテキストとして使用する。

授業で使用したパワーポイントをプリントアウトしたものを配布する。

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

各回1ないし2名の担当者を指名し、講師が事前に指定した判例についてレジюмеを作成してくる。担当者以外の受講生については特に事前の学習の必要はない。

授業後、受講生は授業中に講師が指摘した点や疑問に思った点について自主的に復習をすること。

授業計画および内容等

| | | |
|-----|----------|---|
| 第1回 | 環境訴訟の実例1 | 現在係争中の環境訴訟についての実例の概観(1)。 |
| 第2回 | 環境訴訟の実例2 | 現在係争中の環境訴訟についての実例の概観(2)。 |
| 第3回 | 環境民事訴訟 | 環境問題の歴史と現在の到達点を学ぶとともに、民事訴訟手続を通じた問題解決の手法を学ぶ。 |
| 第4回 | 環境行政訴訟 | 行政が一方当事者となる訴訟における論点および判例の動向を学ぶ。 |

| | | |
|---------------|--------------------|-----------------------------------|
| 第5回 | 水俣病 | 水俣病問題における企業と行政の責任を学ぶ。 |
| 第6回 | 大気汚染訴訟 | 大気汚染訴訟における損害賠償請求と差止請求の到達点と課題を学ぶ。 |
| 第7回 | 化学物質汚染 | 新しい形での健康被害における因果関係の主張・立証方法について学ぶ。 |
| 第8回 | 都市環境 | 都市環境に関わる法体系と具体的な争いについて学ぶ。 |
| 第9回 | 自然保護 | 自然保護訴訟の意義、手法を学ぶ。 |
| 第10回 | 原発訴訟 | 原発訴訟におけるこれまでの裁判と今後の展開を学ぶ。 |
| 第11回 | 国際環境問題 | 有害廃棄物の越境移動とバーセル条約を例に国際環境問題について学ぶ。 |
| 第12回 | 環境と経営 | 企業の環境保全システムについて学ぶ。 |
| 第13回 | 地球温暖化問題 | 地球温暖化問題の現状と課題について学ぶ。 |
| 第14回 | 環境問題における 法曹の役割1 | 個別事件として環境訴訟を受任する弁護士の実例について学ぶ。 |
| 第15回 | 環境問題における 法曹の役割2 | 環境問題における日弁連等の役割について実例を用いて学ぶ。 |
| 関連 URL | | |
| | | |
| 備考欄 | | |
| | | |